寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表（第一条関係）			**別表**（第一条関係）		
所在地		官署	所在地		官署
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
山形県	［削る。］	［削る。］	山形県	鶴岡市下名川字村下一〇二の二	東北農政局庄内あさひ農地保全事業所
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令

○内閣府令第十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務）	（検査課の所掌事務）
第二十三条　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	**第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）	三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）
［イ～ナ　略］	［イ～ナ　同上］
ラ　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	ラ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）	（調査官、上席調査官、主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）
第二十九条　理財課に、調査官五人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官六人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。	**第二十九条**　理財課に、調査官五人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官六人以内、資金実地監査官一人、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。
2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。	2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。
［3・4　略］	［3・4　同上］